

第4章

必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

- 1 介護サービスの充実
 - (1) 居宅サービスの充実
 - (2) 地域密着型サービスの充実
 - (3) 施設(系)サービスの充実
- 2 介護人材の確保・育成
 - (1) 基盤構築
 - (2) 多様な人材の参入促進
 - (3) 離職防止・定着促進
 - (4) 現場革新（介護現場の働き方改革）
 - (5) 介護人材の育成
- 3 介護サービスの質の確保・向上
 - (1) 介護サービス事業者に対する指導・監督
 - (2) 国保連合会による苦情相談受付・対応
 - (3) 介護サービス情報の公表
 - (4) 介護給付適正化の取組
- 4 災害や感染症対策に係る体制整備
 - (1) 災害時の支援・防災対策
 - (2) 感染症対策の体制整備

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

1 介護サービスの充実

介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者等の多様なニーズに適切に対応するサービス体制の確立や在宅生活支援を重視するという観点のほか、大分県医療計画における在宅医療等の整備目標との整合性を確保するとともに、利用者の需要動向や地域バランス等に配慮しながら、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の均衡ある整備を図ります。

また、介護保険と障がい福祉相互の制度に共通する共生型サービスを推進し、高齢障がい者が従来から利用してきた障がい福祉サービスを同一事業所で継続して受けられるように取り組みます。

(1) 居宅サービスの充実

■現状と課題

- 介護が必要となった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らしていくよう、要介護者本人や家族を支える訪問サービスや通所サービスなどの居宅サービスの充実が求められます。
- 今後、介護のみならず、医療的な支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、医療系サービスの充実を図る必要があります。

■施策の方向

- 要介護者の身体機能の維持・向上や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、訪問サービスや通所サービスの充実を図ります。
- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者等を支援するため、訪問・通所リハビリテーションの充実や訪問看護等の医療系サービスの充実を図ります。

(1) 介護給付サービス

区分	第9期			
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	
訪問介護	利用回数(回/年)	3,704,906	3,735,851	3,761,651
訪問入浴介護	利用回数(回/年)	20,478	20,944	21,476
訪問看護	利用回数(回/年)	503,890	514,470	523,816
訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	254,934	258,383	262,472
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	112,200	115,104	117,828
通所介護	利用回数(回/年)	2,815,772	2,876,195	2,920,931
通所リハビリテーション	利用回数(回/年)	793,584	807,690	818,748
短期入所生活介護	利用日数(日/年)	373,148	378,490	382,508
短期入所療養介護	利用日数(日/年)	38,671	38,676	38,933
福祉用具貸与	利用者数(人/年)	255,372	258,696	259,716
特定福祉用具販売	利用者数(人/年)	4,044	4,128	4,128
居宅介護住宅改修	利用者数(人/年)	3,036	3,108	3,132
居宅介護支援	利用者数(人/年)	390,540	397,200	403,572

(2) 予防給付サービス

区分		令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回/年)	274	274	274
介護予防訪問看護	利用回数(回/年)	68,063	69,246	70,771
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	54,908	55,819	56,342
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	3,720	3,780	3,840
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	49,392	50,064	50,652
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日/年)	6,295	6,421	6,512
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日/年)	574	575	576
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/年)	85,212	86,700	87,996
特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人/年)	1,932	1,956	1,992
介護予防住宅改修	利用者数(人/年)	2,196	2,220	2,244
介護予防支援	利用者数(人/年)	119,064	121,152	123,288

(2) 地域密着型サービスの充実

■現状と課題

- 高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活できるようにするために、地域のニーズに応じて、地域密着型サービスの整備が進められています。
- 様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の状況等に応じて「通い・訪問・泊まり」を柔軟に提供できる「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」のほか、日中・夜間を通じ、定期の巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境の中で介護や機能訓練を受ける「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などのサービスを推進する必要があります。

■施策の方向

- 事業者や市町村職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に開催する研修会等を通じて、小規模多機能型居宅介護のほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの地域密着型サービスについて周知し、地域の実情等に応じた普及を図ります。

(1) 地域密着型サービス

区分		令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人/年)	5,448	6,048	6,228
夜間対応型訪問介護	利用者数(人/年)	1,440	1,476	1,500
地域密着型通所介護	利用回数(回/年)	313,882	319,705	323,411
認知症対応型通所介護	利用回数(回/年)	112,218	113,450	113,432
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	9,612	10,260	10,884
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	25,044	25,428	26,004
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	3,444	4,008	4,452

(2) 地域密着型介護予防サービス

区分		令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数(回/年)	2,250	2,354	2,390
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	1,380	1,464	1,524
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	168	180	192

(3) 施設(系)サービスの充実

■現状と課題

- 施設入所が必要な中重度の要介護高齢者は、今後も増加していくことが予想されており、これらの高齢者に対応するため、引き続き施設サービスの充実を図る必要があります。
- 利用者の意思及び自己決定を尊重し、施設においてもできる限り自宅と同様の生活を送ることができるように、個室化など居住環境の改善を図る必要があります。
- 介護老人保健施設は在宅復帰・在宅療養支援のための地域拠点となる施設であり、地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担うことが期待されています。

<個室ユニットケアの整備状況(令和5(2023)年度)>

(単位:人、%)

区分	定員	個室ユニット	割合
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	4,864	1,552	42.4
地域密着型介護老人福祉施設	1,053	959	
介護老人保健施設	4,467	197	
計	10,384	2,708	26.1

(注) 着工ベース

出典: 大分県調べ

■施策の方向

- 各施設の特徴に応じた機能分担を図るとともに、地域バランスにも配慮しながら、計画的に施設整備を進めます。待機者の状況とともに、施設利用者の重度化に伴う喀痰吸引など医療ニーズの対応等も勘案しながら、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)など介護保険施設の充実に努めます。
- また、居住環境を改善し、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、施設の新設、増改築にあたっては、多床室に対する地域ニーズ等も勘案しながら個室ユニット化を促進します。
- 介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能が発揮できるよう「在宅強化型老人保健施設」の要件を満たすこと等を働きかけていきます。
- 介護保険施設の入退所を円滑にするため、各施設の入所状況などの情報提供等に努めます。

- ・ 介護保険施設におけるリスクマネジメントが強化されるよう、事故発生防止のための安全対策の担当者の設置をはじめ、事故が発生した場合に組織的な対応が可能な体制が各施設で構築されるよう取り組みます。

施設（系）サービス

区分		令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
介護老人福祉施設	定員数（人）	5,924	5,953	5,953
うち地域密着型介護老人福祉施設	定員数（人）	1,060	1,089	1,089
介護老人保健施設	定員数（人）	4,523	4,552	4,552
介護医療院	定員数（人）	536	605	605
介護専用型特定施設入居者生活介護	定員数（人）	347	347	376
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	定員数（人）	221	221	250
混合型特定施設入居者生活介護	定員数（人）	1,397	1,425	1,425
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	定員数（人）	2,203	2,257	2,275

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

2 介護人材の確保・育成

(1) 基盤構築

■現状と課題

- 令和7（2025）年には、本県の高齢者人口がピークとなり、令和22（2040）年にかけて、介護ニーズを有する85歳以上の人口が急激に増加するため、要介護者等が一層増加することが見込まれます。また、生産年齢人口の減少が加速することが見込まれており、介護人材の確保は大きな課題となっています。

[表4－1] 大分県における介護人材必要数の推計

(単位：人)

	需要推計	供給推計	差引（不足）
令和8（2026）年	24,264	22,896	▲1,368
令和12（2030）年	27,807	22,432	▲5,375
令和22（2040）年	29,488	20,652	▲8,836

出典：市町村による第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等により推計

- 介護人材確保等関連施策の更なる成果を上げるために、県と市町村の更なる連携強化を図り、地域ごとの課題に応じた取組を推進する必要があります。
- 必要な介護人材を確保するためには、多様な人材の参入促進、離職防止や定着促進のための働きやすい環境整備、介護ロボットやICTの活用による生産性向上などの一体的な取組が必要となることから、関係団体等と連携した総合的な推進体制を構築するとともに、事業者や介護従事者からの現場の声や関係機関等の意見を傾聴し、各施策に反映させていく必要があります。

■施策の方向

- 令和2（2020）年度に設置した「おおいた介護人材確保対策・現場革新検討部会」の開催を通じて、労働局、大分県福祉人材センターや公益財団法人介護労働安定センター、介護サービス事業者、養成機関、学校等の関係機関との連携を強化し、介護人材の確保対策や現場革新（介護現場の働き方改革）の策を総合的に検討し、それぞれの役割に応じた主体的な取組を推進します。
- 県、各市町村の連携強化や、施策の方向性の検討などを目的とした協議会の開催、関係機関等への調査による地域課題の把握、情報収集、情報共有などにより、更なる介護人材の確保に向けた取組を推進します。
- 介護現場における生産性向上に関するワンストップ窓口を大分県社会福祉介護研修センターに設置し、福祉関係者だけでなく、中小企業支援や雇用、教育などの多様な関係者と連携した取組を推進する体制を整備します。

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

2 介護人材の確保・育成

(2) 多様な人材の参入促進

■現状と課題

- ・ 次世代の介護現場を担う若年層の確保はもちろんのこと、生産年齢人口の減少を踏まえ、元気高齢者、他職種からの転職者や外国人介護人材など幅広い人材の参入促進を図っていく必要があります。
- ・ 公益財団法人介護労働安定センターが実施した「令和4年度介護労働実態調査」による従業員の職種別の不足感は、訪問介護員（ホームヘルパー）が76.2%と最も多く、課題となっています。
- ・ 介護という仕事に対し、「給料が安い」、「体力的・精神的にきつい」といったイメージを先入観として持つ人もみられ、介護の仕事への新規参入を阻害する一因になっていることが窺えます。人材育成や職場環境の改善など、介護職員のやりがいと働きやすさを追求する事業者の取組を「見える化」し、周知するため、本県では令和4（2022）年度より「おおいた働きやすくやりがいのある介護の職場認証制度」（ふくふく認証）」を創設しています。
- ・ 中学、高校の学習指導要領には、介護に関する内容が含まれていることから、教育現場における介護に関する理解促進を図っていく必要があります。
- ・ 介護福祉士や介護支援専門員（ケアマネジャー）等の資格を保有しているにも関わらず、介護分野の実務に従事していない潜在的有資格者の介護分野への呼び戻しが必要です。
- ・ 大分労働局による調査では、県内で「社会保険・社会福祉・介護事業」に従事する外国人労働者数は、令和2（2020）年の181名から、令和4（2022）年には406名と大幅に増加しており、介護人材不足の解消を担う重要な人材となっていることから、受入体制の更なる充実を図る必要があります。
- ・ 介護人材の確保については、県、市町村やハローワークなどの関係機関が連携し、「質と量」の両面からの取組が求められています。その中で大分県福祉人材センターは、介護人材確保の中核的な機関としての役割を発揮していくことが求められています。

■施策の方向

- ・ 介護の魅力を子どもや若年層など幅広い世代に発信するため、イベントの開催やホームページ・SNSの更なる充実などに取り組みます。
また、「おおいた働きやすくやりがいのある介護の職場認証制度」（ふくふく認証）による認証事業者とともに、現場から介護の魅力を発信する取組を行います。
- ・ より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、「介護の仕事入門セミナー」や「介護に関する入門的研修」を実施します。

- ・ 介護未経験者に対し職場体験、「介護の仕事の就職フェア」などを通じて介護施設等の実態や職場環境等に触れることのできる機会を提供します。
- ・ 介護の周辺業務（部屋の掃除、ベッドメイク、食事の片付け等）を担う介護補助職の参入促進を図るため、事業所における業務の切り出しなどの取組を支援します。
- ・ 元気高齢者の活躍の場として、介護分野への参入促進に取り組みます。
- ・ 中学生・高校生に向けた出前講座、介護福祉士養成施設で介護福祉士の資格取得をめざす方への修学資金の貸付、教職員を対象とした研修を開催するなど、教育分野との連携を図ります。
- ・ 離職した一定の経験を有する介護人材が再就職する際に必要な再就職準備金の貸付や、介護福祉士等介護の有資格者の届出制度を活用した情報提供を実施して、介護現場への再就職を促進します。
- ・ 訪問介護員（ホームヘルパー）を確保するため、介護職員初任者研修に係る費用助成等の支援を行うとともに、訪問介護事業所と通所介護事業所の連携を推進し、効率的なサービス提供体制の確保に取り組みます。
- ・ 職能団体等と連携し、介護支援専門員実務研修や実務未経験者向けの更新研修等において、やりがい等を伝える機会を増やすなど、実務に従事する介護支援専門員（ケアマネジャー）の人材確保に取り組みます。
- ・ 施設団体や関係機関等から構成する外国人介護人材の受入体制構築に向けた協議会を開催するとともに、事業所に対する外国人受入研修の実施や受入環境整備の取組支援、外国人介護職員に対する介護技術や日本語等の研修を実施します。
また、介護福祉士を目指す意欲のある外国人介護職員に対し、資格取得に向けて必要な支援を実施し、外国人介護人材の受入推進と職場定着に取り組みます。
- ・ 大分県福祉人材センターにおいて、介護未経験者から潜在的有資格者まで幅広い人材の参入促進に向けて、キャリア支援専門員による介護人材を求める事業者と求職者とのマッチング支援をするとともに、就職フェアの開催、ハローワークでの出張相談、介護福祉士等介護の有資格者の届出制度の活用推進などに取り組みます。

■目標指標

指 標 名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
県内の介護職員数	人	23,194	24,264

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

市町村による第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等により推計

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

2 介護人材の確保・育成

(3) 離職防止・定着促進

■現状と課題

- 介護職場の離職原因については、腰痛などの身体的な負担や職場の人間関係などによる精神的な負担が挙げられています。また、近年、利用者やその家族等による介護職員に対するハラスメントの問題も聞かれ、こうした負担を軽減することにより職員が安心して働く職場環境の整備が必要とされています。
- 介護職員が、将来的な展望を持って、介護現場で働き続けることができるよう、能力、資格、経験に応じたキャリアパスを明確にした上で、段階的に専門性を高めていく仕組みづくりを促進する必要があります。
- 人材育成や職場環境の改善など、介護職員のやりがいと働きやすさを追求する事業者の取組を「見える化」し、周知することにより、介護業界の魅力発信を図っていくことが求められます。

■施策の方向

- ノーリフティングケア（抱え上げない介護）の推進や介護ロボットの導入促進により職員の身体的な負担の軽減を図ります。
また、各施設における職員の相談体制の整備や事業者としての責務を踏まえたハラスメント対策など職員の精神的な負担を軽減する取り組みを支援することにより、介護職員の離職防止や定着促進を推進します。
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の取得を促進し、賃金改善やキャリアパスの確立など、介護職員の処遇の更なる改善を図ります。
また、処遇改善加算等を取得していない法人を訪問し、未取得事業所の加算取得や、より上位の加算の取得促進を支援します。
- 「おおいた働きやすくやりがいのある介護の職場認証制度」（ふくふく認証）事業により、介護職員の人材育成や職場環境の改善等に取り組む事業者を認証し、認証事業者とともに介護業界の魅力を発信し、業界全体のレベルアップ・ボトムアップを図ります。
- 介護事業所等へのキャリア段位制度^{※1}の周知を図り、キャリアアップの仕組みの構築を支援します。

■目標指標

指 標 名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
大分県認証評価制度「ふくふく認証」認証法人数	法人	8	80

※1 キャリア段位制度：国で定めた全国共通の評価基準を活用して介護の実践スキルを評価し、介護職員に対して実践スキルレベルに応じた認定を行う制度

2 介護人材の確保・育成

(4) 現場革新（介護現場の働き方改革）

■現状と課題

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、国の働き方改革の動きも踏まえながら、介護現場の職場環境の整備に取り組む必要があります。
- 高齢者の自立支援や介護職員の精神的・身体的負担の軽減に資する観点から、介護現場でのロボットやICT等の技術を活用した介護の質や業務の効率性の向上が求められています。このため、令和4（2022）年度から、大分県社会福祉介護研修センター内に、介護DXアドバイザーを配置し、介護ロボット等の導入に関する相談対応や導入支援を行っています。
- 介護分野に係る文書は、行政が求めるものと事業所が独自に作成するものに分類され、それぞれの文書量と種類が膨大であるため、文書作成等に係る負担の軽減を図っていく必要があります。

■施策の方向

- 介護現場における業務の見える化・切り分けの取組を支援するとともに、介護の周辺業務を担う人材の参入促進を進め、適材適所の専門性を活かしたチームケアの導入を支援します。
また、介護福祉士等専門性の高い人材がリーダーシップを発揮するためのチームマネジメントの構築など、チームケアの実践を推進し、介護現場の業務効率化を推進します。
- 介護現場における生産性向上に関するワンストップ窓口を大分県社会福祉介護研修センターに設置し、福祉関係者だけでなく、中小企業支援や雇用、教育などの多様な関係者と連携した取組を推進する体制を整備します。（再掲）
- 介護ロボット等に精通した介護DXアドバイザーの支援により、介護ロボットの導入・活用を促進し、介護職員の精神的・身体的負担の軽減を図るとともに、サービスの質の維持・向上に取り組みます。特に入所系介護施設^{※1}については、すべての施設に介護ロボットを導入するため支援します。
- ICTの活用により、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を推進し、介護職員の業務負担の軽減を図ります。
- 管理職向けの研修会や実地研修等の実施により、ノーリフティングケア（抱え上げない介護）の普及に取り組みます。

※1 入所系介護施設：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設

- 申請様式・添付書類や手続の簡素化、自治体ごとのローカルルールの解消による文書の標準化、ＩＣＴの活用による業務の効率化により文書作成等に係る負担の軽減を図るとともに、介護サービス事業所指定申請等における「電子申請・届出システム」を導入し、その円滑な運用を図ります。

■目標指標

指 標 名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
ノーリフティングケア先進施設 指定数 ^{※2}	施設	9	25
入所系介護施設の介護ロボット 導入率	%	26.8	100

※2 ノーリフティングケア先進施設：次の2段階の要件を満たす施設のこと。社会福祉法人大分県社会福祉協議会が指定する。

(1) 先進施設（マスター）

職員の高い意識のもと、必要な福祉用具等も充足した環境でノーリフティングケアが実践され、職員の労使安全衛生面の改善がある施設（業務による腰痛者ゼロ）

(2) 先進施設（アドバンス）

職員の理解のもと、ノーリフティングが実践され、職員の労働安全衛生面の改善がある施設（業務による腰痛者2割以下）

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

2 介護人材の確保・育成

(5) 介護人材の育成

■現状と課題

- ・ 質の高い介護サービスを確保するためには、それぞれの介護職員の資質向上を図るとともに、専門的な知識や優れたケア技術を有する人材の育成が必要です。
- ・ 介護職員が、将来的な展望を持って、介護現場で働き続けることができるよう、能力、資格、経験に応じたキャリアパスを明確にした上で、段階的に専門性を高めていく仕組みづくりを促進する必要があります。（再掲）
- ・ 介護職員の専門性の向上とともに、質の向上に向けた研修体制の強化も求められているほか、地域での包括的ケアマネジメントの中核的役割を担う介護支援専門員（ケアマネジャー）、認知症介護の指導的役割を担う認知症介護指導者などの、職種や職責、キャリアに対応した人材育成が重要です。
- ・ 医療的ケアを必要とする高齢者の増加が見込まれることから、たんの吸引等に対応できる介護職員（認定特定行為業務従事者）等の育成を推進する必要があります。

[表4－2] 認定特定行為業務従事者の推移

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(2020)	(2021)	(2022)
認定特定行為業務従事者登録	398	356	329
認定特定行為業務従事者（累計）	6,406	6,762	7,091

(注) 各年度の3月末現在の従事者数

出典：大分県調べ

■施策の方向

- ・ 介護サービスの質の向上のため、階層別の研修や職場でのOJTを通じた介護職員の資質向上を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護福祉士、社会福祉士など、専門性の高い人材の養成を行います。
- ・ 介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算の取得による介護事業所におけるキャリアパスの確立を推進します。
　介護事業所等へのキャリア段位制度の周知を図り、キャリアアップの仕組みの構築を支援します。
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の法定研修の充実・強化のため、県内の研修講師を育成するとともに、研修向上委員会を開催し、介護支援専門員の質の向上に資する研修内容や方法について検討を行い、その結果を踏まえ必要な取組を行います。

- ・ 介護サービス従事者の認知症介護の質の向上を図るため、認知症介護指導者養成研修、介護実践リーダー研修及び介護実践者研修などを実施します。
- ・ 医療的ケアであるたん吸引等を安全・適切に実施できる介護職員等の養成のため、登録研修機関と連携して研修の広報等を行い、要介護者が安心して介護を受けられる体制の整備を目指します。
- ・ 登録喀痰吸引事業者（登録特定行為事業者）に対する実態調査等を行い、制度の適切な運用を図ります。

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

3 介護サービスの質の確保・向上

(1) 介護サービス事業者に対する指導・監督

■現状と課題

- ・ 介護サービスの質の確保に向けて、人員・設備・運営等の基準が遵守されるよう、介護保険施設や居宅サービス事業者等に対する実地指導や県のホームページなどを通じて周知を行っています。
- ・ 通報や苦情相談等に基づき監査を実施し、不正が見つかった場合は、指定取消等の処分を行っています。

[表4－3] 施設・事業者に対する指導状況

(単位：施設・事業所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(2020)	(2021)	(2022)
実地指導施設・事業所数	71	59	95

出典：大分県福祉保健部保護・監査指導室の実地指導件数

■施策の方向

- ・ 法令遵守の義務の履行を確保するため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制整備の指導の徹底に努めるとともに、利用者本位の適切なサービス提供を行うよう、実地指導や集団指導等を効果的に実施します。
- ・ 運営基準違反や介護報酬の不正請求は、利用者に不利益が生じるだけでなく、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、不正が確認された場合は、厳正に対処します。
- ・ 市町村による介護サービス事業者の指定及び指導監督等が適切に実施されるよう支援します。

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

3 介護サービスの質の確保・向上

(2) 国保連合会による苦情相談受付・対応

■現状と課題

- ・ 大分県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）では、サービス利用者の権利を擁護するため、介護保険法に基づき、介護サービスに関わる利用者、家族等からの苦情申立を受け付け、事業者のサービス提供内容等を調査するとともに、必要な指導・助言を行っています。
- ・ 介護サービスの質の維持、不適正・不正な介護サービスの未然防止のためには、利用者からの苦情に対する介護サービス事業所の真摯な対応はもとより、国保連合会の苦情・相談に対する適切かつ迅速な対応も重要です。

■施策の方向

- ・ 利用者が安心して介護サービスを利用できるよう、国保連合会が行う苦情相談業務に対して助成し、介護サービスの質の向上に努めます。
- ・ 市町村（保険者）、国保連合会等の関係機関との連携体制を整備し、適正な介護サービスの提供により、利用者の権利擁護に努めます。

[表4－4] 国保連合会への苦情相談件数

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(2020)	(2021)	(2022)
苦情相談件数	43	48	39

出典：国保連合会調べ

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

3 介護サービスの質の確保・向上

(3) 介護サービス情報の公表

■現状と課題

- 利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、原則としてすべての介護サービス事業者にサービス内容や運営状況等の情報を公開することが義務づけられています。
- この「介護サービス情報の公表」制度は、国が一元管理する介護サービス情報公表システム^{*1}で運営されており、利用者はインターネットを通じいつでも閲覧できるようになっています。

■施策の方向

- 県民への介護サービス公表制度の普及啓発により利用促進を図るとともに、事業者に対する普及啓発により公表される情報の内容が適正かつ時宜にかなったものとし、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較検討し、適切に選択できるよう、情報提供を行います。

*1 介護サービス情報公表システム：<https://www kaigokensaku.mhlw.go.jp/44/>

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

3 介護サービスの質の確保・向上

(4) 介護給付適正化の取組

■現状と課題

- ・ 高齢化の進展等に伴い、介護給付費が増加している中で、支援を必要とする方に適切なサービスが提供されるよう、介護給付の適正化を推進し、その結果、介護給付費や介護保険料の増大の抑制を図ることが、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも重要です。
- ・ このため、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、要介護認定の適正化等介護給付適正化に係る主要3事業に市町村と連携して取り組んでいます。

[表4－3] 市町村における主要3事業の実施状況（令和4（2022）年度）

事業区分	内容	実施率 (実施市町村数)
1. 要介護認定の適正化	・変更認定及び更新認定に係る認定調査の結果について、事後点検を実施	100% (18市町村)
2. ケアプラン等の点検	(ケアプランの点検) ・利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、介護給付適正化システムを活用したケアプラン点検の実施	50% (9市町村)
	(住宅改修の点検) ・申請内容の妥当性の検討や施工前の現場状況確認、施工後の現場確認等による施工状況の点検等について、専門職が関与する体制の構築	89% (16市町村)
3. 医療情報との突合 ・縦覧点検	(福祉用具購入・貸与調査) ・福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等の確認について、専門職が関与する体制の構築	72% (13市町村)
	(医療情報との突合 ^{※1}) ・医療機関入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無等を確認	100% (18市町村)
	(縦覧点検 ^{※2}) ・複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を実施	100% (18市町村)

※1 医療情報との突合は、特に有効性が高いと見込まれる2帳票（突合区分01、突合区分02）の点検実施率

※2 縦覧点検は特に有効性が高いと見込まれる4帳票（重複請求縦覧チェック一覧表、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表）の点検実施率

■施策の方向

- ・ 国の指針が示す主要3事業である、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」について、より具体性・実行性のある構成・内容に見直しながら取り組みます。
- ・ 市町村の認定調査員や介護認定審査会委員等を対象とした研修等を通じて、要介護認定の適正化を推進します。
＜要介護認定の適正化研修＞
 - ・認定審査会委員研修
 - ・認定調査員研修
 - ・主治医研修
 - ・認定審査会運営適正化検討会
 - ・調査員指導者研修
 - ・認定調査員指導者連絡会、認定審査会事務局連絡会
- ・ 市町村担当者を対象に、ケアプラン点検に精通した外部講師等によるケアプラン点検研修会を実施するとともに、市町村からの要請に基づいて、ケアプラン点検アドバイザーを派遣し、対象事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）とともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた適正化の取組を支援します。
- ・ 介護給付適正化担当者会議等において、県内外の好事例の横展開を図り、リハビリテーション専門職等が、住宅改修の点検や福祉用具購入・貸与調査に関与する体制の構築を推進します。
- ・ 介護給付適正化システムの効果的な活用を図るため、国保連合会と連携して、市町村担当者を対象とした研修や市町村への個別支援を実施します。

■目標指標

指標名	単位	令和4（2022）年	令和8（2026）年
		基準値	目標値
介護給付適正化システムを活用したケアプラン点検※3実施市町村数	市町村	9	18
専門職による住宅改修の点検の体制構築市町村数	市町村	16	18
専門職による福祉用具購入・貸与調査の体制構築市町村数	市町村	13	18

※3 ケアプラン点検：ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省作成）を活用して実施する本質的ケアプラン点検

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

4 災害や感染症対策に係る体制整備

(1) 災害時の支援・防災対策

■現状と課題

- ・ 高齢者施設等は、災害発生時に自力での避難が困難な方も多く利用されていることから、施設利用者の安全の確保が図られるよう、地震をはじめ、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。
- ・ 近年県内においても、大規模な豪雨災害が頻発し、高齢者施設の被災事案も発生していることから、災害発生時の施設利用者の避難の実効性を確保することは喫緊の課題となっています。
- ・ 高齢者施設等においては、「非常災害対策計画」の作成と定期的な訓練の実施が義務付けられており、さらに、洪水等の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等に所在する施設については、「避難確保計画」を作成することが義務付けられています。
- ・ また、災害発生時においても、必要な介護サービスの提供が継続されるよう、事業継続計画（B C P）の策定や研修、訓練（シミュレーション）等を実施することが義務付けられています。
- ・ 非常災害対策計画の実効性を高め、災害発生時における利用者（入所者）の安全が確保されるよう、平常時から施設と地域住民の協力体制を構築しておくことが必要です。

■施策の方向

- ・ 高齢者施設等における非常災害対策計画や事業継続計画（B C P）等の策定状況や避難訓練の実施状況について、実地指導等による点検を行うとともに、計画の実効性がより高まるよう市町村とも連携し必要な指導・助言を行います。
- ・ 災害発時に利用者（入所者）が安全に避難等できるよう、平常時から施設と地域住民の協力体制が構築されるよう支援するとともに、地域の防災士会等の協力による避難訓練や高齢者施設向けの防災研修の実施など、計画の実効性を高める取組を防災部局とも連携し推進していきます。
- ・ 高齢者施設等の防災・減災を推進するため、未実施施設の耐震化整備を図るとともに、災害による停電・断水時にも、施設機能が維持されるよう非常用自家発電設備や給水設備等の整備を支援します。

4 災害や感染症対策に係る体制整備

(2) 感染症対策の体制整備

■現状と課題

- ・ 高齢者施設等は、新型コロナウイルス感染症など感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活しており、感染が広がりやすい状況にあります。このため、感染症や食中毒の発生を予防する体制を整備するとともに、発生時に適切な対応ができるよう、保健所・医療機関などの関係機関や他施設との連携体制の構築が重要です。
- ・ 特に、高齢者施設等において集団感染（クラスター）の発生を防ぐためには、利用者や職員に対して、予防対策を徹底するとともに、平時から、利用者（入所者）や職員について、健康状態の変化に留意し、患者発生を可能な限り早期に探知することが重要です。
- ・ また、利用者（入所者）や職員に感染症の発生又は感染が疑われる状況が生じた場合においても、必要なサービスの提供が継続されるよう、事業継続計画（B C P）の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられています。

■施策の方向

- ・ 高齢者施設等において、近年の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、今後の感染症の予防及び感染症発生時に備えた準備が平時から徹底されるよう、感染症担当部局を含めた関係部局や関係機関と連携し、感染症対策に係る研修・訓練の充実などが図られるよう支援します。
- ・ 高齢者施設における事業継続計画（B C P）等の策定状況や研修・訓練（シミュレーション）等の実施状況について、実地指導等による点検を行うとともに、計画の実効性がより高まるよう市町村とも連携し必要な指導・助言を行います。
- ・ 感染症発生時において迅速に適切な対応が図られるよう、保健所や地域の医療機関など関係機関との連携体制の構築を推進します。また、必要なサービスが継続されるよう、施設間の応援職員の派遣や代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を推進します。